

少年法適用年齢をめぐる議論

—— オランダにおける柔軟な法実務を背景に ——

ルーカス・ノヨン

平野美紀（訳）

（訳者はしがき）

ヨーロッパの北西に位置するオランダと日本は400年以上にわたる長い友好の歴史がある。我が国の旧刑法はフランスから大きな影響を受け現行刑法はドイツの影響が強いが、オランダ刑法も同様にその起源をナポレオン刑法に有し、ヨーロッパの周囲に位置するさまざまな国の刑法から影響を受けながら、独自の法運用をする国として知られる。オランダにおける法実務は、さまざまな背景をもとに合理的である一方で、その柔軟さゆえに時に理解が難しく、我が国からは遠い存在のようにも思われる側面も多い。しかしながら、再犯者等への刑事処分での処遇制度や社会内処遇、安楽死や薬物犯罪に関する法制度など、柔軟な法の運用には学ぶことが多い。

今回のテーマである少年法適用年齢の周辺事情として、我が国においては、2015年に公職選挙法が改正されて選挙権年齢の引き下げが行われたことに続き、2018年7月に成年年齢の変更として民法改正法案が国会を通過し、2022年までに成年年齢は18歳となる。それに伴って、少年法適用年齢についても議論が高まっている。報道によれば、少年法適用年齢が20歳から18歳に引き下げられることについては世論の多くは賛成している⁽¹⁾。しかし、少年法1条のいう、少年の「健全育成」のためには、非行だけに着目⁽²⁾

(1) 例えば、法律時報90巻4号（2018年）は「年長少年を含む犯罪者処遇と刑事法」の特集を組んでいる。

(2) 2018年4月25日付読売新聞。

するのではなく、少年に対するきめ細かな指導が求められる。被虐待経験が非行を許容する理由にはならないが、非行少年の多くに虐待経験があるということからも、少年を更生させるには成人とは異なる柔軟な対応が必要となることは明白で、オランダでの柔軟な対応も参考になるであろう。

司会 (柴田) それでは時間になりましたので香川大学四国グローバルリーガルセンター主催、香川大学法学部、香川大学法学会共催、「少年法適用年齢をめぐる議論」の講演会を開催します。私は、四国グローバルリーガルセンター、香川大学法学部の柴田潤子でございます。本日はよろしくお願いたします。私の方から四国グローバルリーガルセンターの説明を少しさせていただきます。四国グローバルセンターは学生の皆さんに国内外の法律を学ぶ機会を提供したり、地域の皆様に関しては現代社会におけるさまざまな法的な問題を取り扱ってセミナーを開催したり、無料法律相談を実施するなどの活動しております。今回ご講演いただくルーカス・ノヨン先生には、学生の皆さんに対してはすでに参加された方もおられると思いますが、今週すでに3時間、英語でオランダとEUの刑事法、刑事訴訟法に関する講義をしていただきました。特にこれから社会で活躍する学生の皆さんにとっては、英語で学ぶ、外国語を駆使して人の話を聞いたり自分で話したり、考えたりすることがとても重要なことだと思っております。このような貴重な機会をぜひ活用して、将来、皆さんの可能性がもっと広がるよう、私も期待しております。

さて本日は少年法適用年齢をめぐる議論ということで現代において大変注目されているテーマです。今日ご講演いただくルーカス・ノヨン先生はオランダのアムステルダム大学とロッテルダム・エラスムス大学で学ばれ、現在はライデン大学で刑法と刑事訴訟法の教鞭をとられている、大変お若い、新進気鋭の学者でいらっしゃいます。本日私たちはこのような立派な先生をお迎えして、お話を聞く機会を得られましたことを大変光栄なことと思っております。また今回は法学部の平野美紀教授に通訳をお願いしております。今日のオランダでの少年法に関するご講演を聞きながら、日本の現状を比較検討し、我が国の将来における少年法や法運用を考える貴重な機会になりますことを期待いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。それでは、ルーカス・ノヨン先生、平野先生、よろしくお願いたします。

(3) 『平成 29 年版犯罪白書』によれば、入院段階における自身の申告によって把握できただけでも、男子少年において 27.2%、女子少年においては 43.3% に上る (p. 118)。自身が虐待そのものに気付いていないケースも多いことから、実数はこの数値よりも高いことが容易に予想できる。

ルーカス・ノヨン（通訳：平野） 今日はこのような機会を与えていただきまして、感謝申し上げます。平野先生をはじめ柴田先生にもお礼を申し上げます。そしてこんなにたくさんの学生が来てくれてとてもうれしく思います。今回香川大学に来る機会をいただきまして、本日まで、裁判員裁判、3人の裁判官と6人の裁判員による裁判員裁判を傍聴する機会も得ました。そのほかに高松刑務所を参観させていただいたり、法務省高松矯正管区の方たちのお力添えをいただきまして昨日は丸亀少女の家と四国少年院の参観もできまして、わたくし自身も多くのことを学ぶことができました。もちろん栗林公園に行つてその美しさにも感銘を受けました。今までに見たことのないような美しい庭園でした。

私はオランダから来たわけですが、オランダはヨーロッパの中の、とても小さな国です。現在の国土の一部は4,500年前には存在しておらず、湿地地帯など新しく埋め立てられた部分がたくさんあり、当然ながら現在とは面積も違っています。スライドで示しておりますのは、ライデンの町の地図ですが、中心部分、つまり運河の位置と運河に囲まれた部分というのは全然変わっておりません。ライデン大学のキャンパスはその中心部分に点在しており、大学本部というのもこの中心部にありまして、夏に平野先生がライデン大学にいらしたときは一緒に写真を撮ったりいたしました。オランダはとても小さな国ですので、昔のオランダ人は国土を拡張しようとして世界中を旅していたわけですが、幸運なことに日本にも来て長崎県の出島にたどりついたわけです。

次のスライドは私の祖父からもらった本と、その本の中の、当時のオランダ人が日本に到着した時に描いた日本地図です。もちろん私の祖父が描いたわけではないのですが、その地図は、昔のオランダ人が考えていた日本で、それによれば四国はこのあたりに描かれています。形は今と違いますが、その当時、日本の地形はこのように形だとオランダ人は思っていました。そして地図には北海道がないのですよね。当時のオランダ人は、北海道は地の果てだというふうに思っていたのでしょうか。

少年司法の話をする前に、まず、オランダという国、オランダ人の特徴といったものに言及したいと思います。オランダ人の特質としてまず挙げることができるのは、できる限り自律的な生活することを大事にしているということです。平野先生は安楽死の研究でオランダに留学されていたのでその経験からお分かりだと思いますが、患者本人の自律的な決断、どのような場面でも自律的に自分自身で決断することがとても重要で、だからこそ、安楽死という、自分の最期の段階を自分で選び、その選択肢に対して他者の手を介してではありませんけれども、生命を終結するという選択肢が可能であるといえます。同じように少年司法つまり非行少年に対しての教育や処遇というのも、将来的に当該少年が自律した生活を送ることができるようにするという観点が非常に重要に



なります。

今日の私の講演は3つの項目で構成されています。最初にオランダでの少年犯罪・少年非行とその傾向、次にオランダの刑事司法の仕組みの概要、そして最近の刑事司法の中での特に少年刑事司法の変革についてお話ししたいと思います。最後に時間がありましたらご質問もお受けしたいと思います。

1. オランダにおける少年犯罪・少年非行とその傾向

近年、少年犯罪の件数が一番多かったのが2005年です。グラフは2005年以降を示していますが、2005年の件数が一番高く、グラフからわかるように減少傾向を示しています。グラフに少年の年齢について0歳から17歳とありますように、オランダの成人年齢が18歳ですので、まずはそこを押さえていただきたいと思います。オランダでいう少年事件は17歳までを対象としています。成人の犯罪件数も減っているのですが、少年ほど著しく減少しているわけではなく、少年犯罪・非行の方が、数としては著しく減少しています。成人の犯罪は減っていると申し上げましたが、18歳から25歳までの、いわゆる若年層の中の若い世代の犯罪はほとんど減っていないのです。減少はしているのですが、その傾向が少ないといえます。ですから18歳から25歳までの犯罪が減っていないということが、少年適用年齢に関する法改正を議論するにあたり、重要な要素です。その話はまた後でします。

次のスライドでは少年事件の内訳を%で表しています。2016年の少年犯罪・非行を含んでいますが、その多くは軽い犯罪に分類されるものです。ただし日本でいう虞犯に

近いものや不登校の類は統計には入っていません。少年事件の50%は万引きなどの窃盗ですね。暴力を使わないものでキャンディーを盗むとか洋服を盗むとか、そのような軽い犯罪です。暴力を用いれば強盗になるわけですけども、暴力を使わない窃盗が一番多くて50%です。器物損壊も多く、こちらも軽い犯罪に分類されます。そのほかの約30%は重大な犯罪に分類されるものです。18%が強盗、11%が暴力行為によるもので、場合によっては集団で暴力をふるうような傷害事件もあります。アムステルダムやロッテルダムのような都市部で集団となって重大な犯罪に分類されるような事件を起こした少年は、そのまま更生できず、成人になってからも犯罪行為を行う傾向があるという調査研究結果が出ているので、それをどのようにして阻止するか、ここの段階で更生させるかというのがとても重要な事項です。

日本では刑事責任年齢は14歳ですけれども、オランダでは刑事責任は12歳以上で認められます。12歳になれば刑事責任能力があり12歳未満の者に対しては刑事責任能力がないという規定の適用には、例外はありません。しかしながらオランダの少年司法の中では、それ以外の適用年齢はかなり柔軟に運用されています。12歳から18歳までは、少年法の適用年齢で、18歳になれば成年ですので、18歳以上は刑事司法で扱われるのが基本なのですが、冒頭に申し上げましたように、オランダというのは物事を非常に柔軟に考えます。柔軟な法運用とは、つまり、16歳、17歳の、基本的には成年には達していない、つまり未成年も、刑法77b条の規定により成人と同じように扱われることもあるということと、それとはまったく正反対に、成人になっている18歳以上で、18歳から22歳でも、刑法77c条の規定により逆に少年司法の仕組みで処遇されることがあるということです。そこはすごくわかりにくいと思うので、少し説明を加えますと、12歳から15歳まではとにかく少年としてしか扱われず、12歳から15歳まではつまり少年法の対象です。一方で16歳と17歳は基本的には少年ですけども、成年として扱われることもあるし、逆に18歳から22歳は基本的には成人ですけども、少年として扱われることもあります。2014年までは、成年でも少年法が適用されるのは18歳から20歳までだったのですが、それが拡大されて18歳から22歳までになったというのが現在の非常に柔軟なオランダ的な法運用です。

つまり少年という言葉を使うときには、「少年法が適用される22歳まで」とご理解いただければと思います。

今週日本に来て刑務所の方とか少年院の方にこの話をすると、なかなか理解しにくいという表情で驚かれました。少年法適用年齢に関しては確かに複雑であると同時に、これもオランダ人的な柔軟な発想を持って法システムを運用しているということの表れだと思っています。

当然のことながら、オランダでも刑罰は最後の手段として考えられており、オランダも「子どもの権利条約」に批准している国でありますので、条約の 37 条に規定されているように、少年についてはできる限り拘禁しない処遇が重要であり、施設内処遇は最後の手段であると考えられています。その点に関しては、オランダでは HALT (ホールト = Het ALTERNatief = 代替手段) というシステムを運用しています。特に初回の非行等に関してはできるだけ施設収容は避けようとし、最後の手段としての刑罰を科す直前段階で、ホールトという手段が用意されているのです。オランダ人なら誰でもホールトを知っていて、学校で先生に、「あなた、そんなことをしているとホールトになるわよ、ホールトのシステムに行くことになるわよ」と言われて、「これは大変だ、そんなことをしちゃいけないだ」という感じで、子どもには脅威の対象として受け止められるわけです。現在、私自身が刑事法を教える立場となってみれば、ホールトが恐ろしいシステムとは思わないのですが、子どもの頃はホールトと聞くととても怖い印象がありました。少年事件でも訴追されれば、犯罪記録として書類が残りますし、その後の成長過程での環境が悪くなりますが、偏見も含めて刑事司法の中の短所となりうることを避けるために代替案として出てくるものがホールトです。

ホールトについての写真をご覧ください。右側にいるのがオランダの警察官、親子で警察署に呼ばれている写真です。少年はちょっと恥ずかしそうにしているのが分かると思いますけれども、このようにして警察に呼ばれます。このシステムに乗るには、いくつか条件がありまして、まず、少年は自分がやりましたと認めないとはいけません。原則としては初めての犯罪行為であり、そして軽い犯罪に分類されるときに適用されます。そうでなければ刑事司法の流れに入りますので、刑事司法の処遇の流れに行く前が、ホールトという代替案のシステムです。

さらに最初の写真のように、常に親の出番があります。少年は両親と一緒に呼ばれます。多くの場合、男子少年ですので彼と両親が呼ばれます。もちろん女子少年の場合もあります。刑事司法は常に柔軟なわけですが、各少年個人に合わせて、例えば学校での課題とか、あるいは、いわゆる日本でいう社会貢献活動にあたる、賃金は支払われなくてボランティア活動として公園の木を切ったり草を刈ったりという活動を課します。謝罪するというのを学ばせるのも大事なことです。例えば子どもがバスの待合室のドアを蹴飛ばして壊したりしたら、その後バスドライバーのところへ行って、これこれこういうことをしてごめんなさいと謝らせることもします。あるいは象徴的な意味でお金を払いなさいと、金額的には僅かにすぎなくても、少年に、お金でちゃんと払いなさいというふうにも言うこともあります。

最初に本人が自分のしたことを認めることが条件であると言いましたが、オランダは



常に柔軟です。オランダは多民族国家でありさまざまな文化を有する人たちが居住していますので、たとえばモロッコとかトルコのバックグラウンドを持つ少年は、親が絶対にそういうことを認めてはいけないと教育していますし、親からの影響力も強いので、もちろん素直に自分がやりましたなどと認めないわけです。例外を定めないと、モロッコとかトルコなどの文化的あるいは宗教的なバックグラウンドを持った少年には、ホールドという手段を適用できなくなります。ですから、例外的にモロッコとかトルコのようなバックグラウンドを有する少年が、どうしても自分がやったということを認めない場合には、ホールドの適用が可能であるという、特別な規定もあります。そのホールドというシステムが適用されれば、刑事司法で起訴されるということにならずに、刑事司法の枠組みに入らないということになります。

2. オランダの刑事司法の概要

ホールドというシステムにおいても、先ほど例に出したような社会内処遇として課せられた義務に協力しないと、やはり少年刑事司法の流れに入るということになります。その少年刑事司法の話の前に、まず一般的な意味での成人の刑罰制度についてお話ししたいと思います。

成人に対する刑罰は常に過去に行ったこと、行為責任に対して課せられるものですので、応報刑が原則ですし、均衡の原則に則って重い犯罪行為には重い刑罰が科せられるという比例原則があるという点も日本と同様です。ただオランダには、刑罰ではなくて刑事処分という、行為責任とは比例せず、将来の危険性を重視して科す刑事処分制度が

あります。必ずしも重い犯罪行為と比例するわけではないのが、刑罰とは異なるところです。

少年に刑罰を科す場合は、まず自由刑の場合には刑務所ではなく *jeugd detentie*、少年の収容施設で処遇されます。刑罰として自由刑のほかには *taakstraf* という社会奉仕命令があり、さらに罰金があります。オランダ刑法 77 i 条により、少年への自由刑は 12 歳から 15 歳までは最長で 1 年ですけれども、16 歳以上 22 歳までは、最長で 2 年と規定されています。社会奉仕命令とは、賃金は支払われず、木を切るとかガーデニングをするとか、施設内ではなく一般社会の中で行う社会貢献作業のことを言います。刑罰としては罰金刑もありますけれども、少年に科せられることはめったにありません。

次に刑事処分です。日本には刑事処分がないようですが、刑罰のように行為責任に比例しないのが刑事処分です。刑法 77 s 条にいう少年への PIJ 処分は、重大な犯罪であって、社会に対して危険がある場合に科せられます。さらには、非行少年の発達のためには最善であると思われるとき、その 3 つの条件が整ったときに少年に PIJ 処分が科せられます。

実は少し奇妙なことですけれども、刑罰である自由刑と PIJ 処分では、収容される施設は同じですので、同じ施設に刑罰が科せられて処遇を受けている少年もいれば、PIJ 処分を科せられている少年もいます。少年にとって何が重要かということが最も重要ですので、何をしたかという過去の行為ではなく、将来に向けて何が重要かという観点によるものです。そして処分の期間は原則 3 年ですが、刑法 77 t 条により 2 度の延長が可能で、最大 7 年間施設内で処遇を受けます。最大 7 年間拘禁するわけですから、必ず、複数の行動科学専門家の意見が必要です。一人は精神科医、一人は心理の専門家です。

オランダには家庭裁判所はないので、少年事件も（日本のような家庭裁判所での審判ということではなく）裁判所での裁判になりますが、オランダでも刑事訴訟法 495 b 条によって少年の裁判は公開されません。今日のこの公開講演会はどなたでも来てもいいですよとなっていますけれども、そういうようなことはないわけです。先ほども申し上げたように、オランダは子どもの権利条約に批准しているわけですから、子どもの権利というのが重要な観点になり、公開するというのは少年には不利益である、という考え方が中心にあります。少年事件での裁判では、刑事訴訟法 495 条によって、少年に関する専門の裁判官が裁判をするというのが日本とは異なっている点のひとつです。複雑な事件では 3 人の裁判官、原則的には 1 人の裁判官で裁判を行います。

もうひとつ、日本の刑事裁判とオランダの刑事裁判で異なる点は、日本の刑事裁判では、刑事被告人は必ず出廷しなければならないのですが、オランダの刑事裁判に被告人は必ずしも出廷する義務はなく、後で結果を通知してもらうことも可能です。けれども、

少年の場合には、オランダでも刑事訴訟法 495 a 条に規定されているように必ず出廷しなければならないという義務があり、両親も出廷しなければなりません。

そのほか、少年に関する情報は一般的に公開しないというのは日本と同じです。例えば普通の事件でしたら、現在被疑者被告人は刑事司法の中のどの段階で、どのようなことが行われているというのはマスコミに流れるわけですが、少年の場合はそういうことがないわけです。

少年の収容施設としては、大体 50 人から 100 人くらいの定員です。できるだけ少年が今生活している環境を変えないというのが大事であると考えられていますので、少年を収容施設に入れることはありますけども、日中は普通の生活として 5 - 6 時間学校に行かせて、夜間だけ収容することもあります。義務教育は憲法に規定されている義務でもあり、基本的な権利として教育を受ける権利がありますので、通常の施設外の学校に通わない場合でも、施設内で教育を受けることになります。

収容施設の場合、より緊密な集中的な処遇をしますので、一人の少年に対して 2.2 人のスタッフがいます。スタッフというのは、例えば先生であったり、精神科医であったり、心理の専門家をいいます。

少年収容施設の平均的な収容期間は 103 日です。自由刑は裁判所で宣告された期間ですけども、PIJ 処分の場合には延長があり得ますので平均収容期間は 1,383 日です。

毎年の特定の日時に拘禁されている数を見ますと、刑罰と PIJ 処分はほぼ同じ人数に見えます。ただし実際に PIJ 処分の方は科される日数が長くなっていますので、一定の時期に収容されている人数が同じということは、実際に科されている数は自由刑の方が多くて PIJ 処分の方が少ないということが見て取れると思います。おおよそ平均 100 人から 200 人が、特定のある 1 日で収容されて処遇を受けているということになります。

次に再犯率です。重大犯罪とそうでない犯罪の再犯率の合計は、2012 年が約 40%、重大な犯罪で 15% くらい、ご覧いただけるように、傾向として再犯率というのは年々減ってきています。

次の図を見ていただければ年齢別の図で、どの年代でも減っています。ただし 18 歳以上、オランダでいう成年ですね、成年による事件だけは増えています。これは、少年刑事司法の中に入ってくる 18 歳以上の数が増えていることを示していますが、これは一番最初に申し上げたように、2014 年までは少年刑事司法適用が 20 歳までだったのがその後 22 歳までに拡大するという法律改正で数が増えているというのが原因かと思われます。

3. 少年適用年齢の改正について

適用年齢の拡大について話を進めたいと思います。なぜ適用年齢を拡大しようとしたかという理由の一つを申し上げます。精神医学、あるいは神経科学、行動科学の分野の研究が進められてきているからです。18歳で区切るということについて、それらの研究によって、全ての人が同じ成長過程をたどるわけではないことが分かったのに、法律で18歳以上を一律に扱うというのは、フレキシブルな考え方をするオランダでは非常に奇妙であるいは現実に合致していないのではないかという疑問が出てきたわけです。例えば18歳で非常に成長している、脳が成長しているという人もいますが、20歳でもそこまでいっていないという人もいて、人によって発達の段階が違うということが行動科学的に明らかになったことが、議論の背景の一つです。成年の犯罪も少年の犯罪も減少していて、18歳から25歳の者による犯罪も数としては減ってはいますが、減り方が少ないということも議論の背景の一つです。

さらに、世の中の関心が集まったという事件がありました。2012年に起きた、子どものサッカーの試合の後、その試合で審判をしていた人に対して、6人の、それぞれ12歳から16歳までの子どもが、激しく暴行を加えて、数日後にその被害者が亡くなったという事件です。世論の関心を集めたという一つの事件だけで少年司法を変えるというのはフェアではないかもしれないのですが、少なくとも非常に世論の関心を集めて法改正のきっかけとなる大きな事件が起きたということは確かです。

このようにして適用年齢は2014年の4月に改正されました。処遇についても改正がなされました。まず、社会奉仕命令は刑罰のひとつですが、重大な事件を起こした少年等に対しては科されなくなりました。これはすでに実務では重大犯罪を起こした場合には適用していなかったのですが、実際に法律が改正されたからといって、実務が変わったわけではないのですが、少なくとも法律が改正されました。厳罰化に向かったかというところでもありません。

2番目にGBM処分、厳密には2014年の改正で変わったのではないので、ここに入れるべきではないかもしれませんが、最近の変革として挙げておきます。これは施設収容するということをしてできるだけ避けるために、一般社会の中で処遇するというものです。オランダはもともと成年年齢は18歳で、刑法は改正しないまま20歳までの人に対しては少年刑事司法の中で処遇することができていたことについて、20歳までというのをさらに拡大して刑法を改正して77w条によってGBM処分も22歳まで適用できるようにしたというのが非常に大きな改正です。

さらに保護観察の話に移ります。保護観察の実施者として、オランダでは、成人を処遇すると、少年を処遇する人とを分けています。それを18歳から急に、処遇は同じ

なのに保護観察を実施する人が変わるというのは意味がない、もう少しフレキシブルにした方がいいということで、例えば17歳半の少年の処遇を担当する保護観察官について、当該少年が18歳になった時に担当を変わるというのが本来ですけれども、18歳になる前から成人を処遇する保護観察官が、前面に出てこないまでも少しずつ準備を進めていき、18歳になる時に少しずつ関与するということです。成人前から全面的に介入してくるという意味ではなくて、成人前には後ろに控えていて、成人以降の処遇について担当するという制度にしました。

GBM 処分についてですが、過去の行為に比例して科す刑罰とは違い、GBM 処分の方は将来に向けて判断して科すわけです。再犯を繰り返すというのは、要するに最初の段階では、万引きすとかそういった軽い犯罪ことをして、次に強盗、将来的にさらに重大な事件を起こすというような、悪い流れに入ってくということがよくありますので、その悪い流れを断ち切るにはどう処遇すべきかを主に考慮します。さらに核となるのは、社会の中で処遇することなのです。例えば薬物事犯の少年に対して、ある特定の施設に収容すると、施設内では薬物を使用しませんけれども、明らかに家に戻った時にまたやるんですね。本人が今いる環境からどこかに連れ出すのではなくて、居住場所は変えずにその環境を変えるために、このGBM 処分を科します。

処分期間としては、最短6か月、最長12か月です。裁判官が決定します。二つ要件があって、まず一つ目は再犯をする可能性が高いということ、そして、重大な事件を起こしたということです。PIJ 処分の方でも二人の行動科学の人の意見書が必要だといいましたけれども、こちらのGBM 処分を科すにも行動科学の専門家の意見が必要です。

再び柔軟なオランダの考え方ということになりますけれども、裁判官が出す遵守事項というのはケースによって違います。それは裁判官の裁量です。例を挙げたほうが分かりやすいと思いますけれども、本人の行動を変えるということです。学校での行動を変える、あるいは家族の中での行動を変える、そのために何がキーになるかという、悪い不良仲間たちとの接触を断つといったものが挙げられます。1週間に2、3回のミーティングをして、例えばそのミーティングには養育の専門家や精神科医が入って、例えば薬物を使わずにいよう、行動を変えようという訓練をしていきます。また、ファミリーセラピーという家族の機能を学ばせることもあります。例えば日本にはないですけども、足首のところに電子監視装置を使うこともあります。場合によってはその家族自体が問題である、その親自体が問題であるということもありますので、そういった場合には少年を養親の元にも送ることもあります。

このGBM 処分を科す時には、裁判官がいろいろな遵守事項を付すのですが、遵守事項を遵守しない場合には、先ほどから出ている少年収容施設に送致ということがありま

す。例えば裁判官が4週間送致すると決定すると、元の処分は一時停止して、その施設に4週間送られて、また処分のほうに戻ってくるということになります。

今回は一般の刑事司法、成人刑事司法で処遇する場合を説明します。刑法77b条によって、16歳、17歳の未成年に対して、成年の刑事司法の処遇をすることを可能にしました。その際の条件は非常に重大な犯罪であるということと、その本人の人格にそれが必要であるということ、しかしこの二つはほとんど使われていません。それ以外の3番目の条件がよく使われていて、これは犯罪の状況を考慮すべき場合です。つまり、共犯者がいて、例えば二人で強盗をした、一人は成年であって、一人は17歳10か月であった。17歳10か月は未成年だからといって少年として扱い、18歳になっている人は成人刑事司法での処遇、と数字だけで処遇を変えるのはオランダ人から考えると不均衡ですので、そういったときに少年も成年と同じ枠組みの中に入れるということをやります。

さらに刑法77c条によって、かつては18、19、20歳であっても、つまり成人になっても、少年司法の中の枠組みに入れていたものを、さらに21歳、22歳が加わって、18歳以上22歳までの人に対して少年刑事司法の枠組みの中に入れることができるようになったということなのです。本人の性格、人格的な問題、発達の段階を考えるとということと、犯行の状況が考慮されます。

法律が変わったのが2014年の4月1日ですので、一番新しい、まだ一つしか出ていない統計の一つをお示しします。未成年の人に成人の刑事司法を適用するというのが1%くらいしかないので、あまりグラフではよく分かりません。1%くらいしか適用されていないと申しましたが、逆に若年層に対して少年刑事司法を適用することは4、5%に上がっているということが分かると思います。法律が変わったのが2014年の4月ですが、その頃すでに数値が上がっているように見えます。法律が変わる前から成人である20歳までは少年刑事司法が適用されることがあり、法律改正によって21歳と22歳にまで拡大されて適用されるようになったのですが、施行される前から裁判官たちは法律が改正されることが分かっていたので、それが考慮されて少しずつ適用された数が増え始めていたというふうと考えられています。

ではそのような成年に対してどのような処遇を課すかということです。それは裁判官がどのように考えるかということにもよりますが、生物学的な年齢と発達とがうまく関連してなくて、精神的な意味でも知的な意味でも、発達途上にある少年、つまりvulnerable、まだ揺れ動いているという段階にある人たちに対して、裁判官たちは普通、成年でもただ単に刑務所に収容するよりは、少年の収容施設で十分に教育した方がいいと考えるわけです。少年による重大な事件が起きるとまた変わってくるかもしれません

けれども、今は裁判官は、発達段階の成人に対しては、少年司法で処遇した方がよいと考えているのです。

最後にどうしてももう一言申し上げたいことがあります。若い学生さんたちがたくさん来てくださっていますけれども、チャンスがあればぜひ外国にいつてみてください。私は日本でのこの1週間で本当に多くのことを学びました。外国に行つて学ぶということは、他の国のことを知るだけではなくて自分の国のことを学ぶことでもあり、自分が誰かを、つまり who I am を知るということなのです。ぜひチャンスがあれば海外に行つてみてください。ありがとうございます。日本語を一生懸命覚えようとしたがなかなか難しく、これだけは日本語で言えるようになりました。「どうもありがとうございました。」

和食 ルーカス・ノヨン先生、平野先生、ありがとうございます。私は四国グローバルリーガルセンター副センター長の和食と申します。本日はオランダの少年法適用年齢をめぐる議論ということでお話をいただきました。今日のお話を参考にさせていただいて、皆さんの今後の勉強に役立てていただき、そしてルーカス・ノヨン先生のように世界に羽ばたけるように頑張っていたいただきたいと思います。ご清聴ありがとうございます。最後にもう一回、ルーカス・ノヨン先生、平野先生に拍手をお送りしたいと思います。

（ルーカス・ノヨン オランダ・ライデン大学法学部講師）

【編集注】

本稿は、平成29年12月15日に行われた香川大学法学会講演会の記録である。